

## 1 計画中間見直しの背景

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の子ども分野に関連した個別計画として、令和2年3月に策定しました。

計画期間は令和2年度から令和6年度までとしていますが、児童人口や女性の就業等の社会情勢の変化に迅速に対応するため、計画の内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年において見直すこととしています。

令和3年の練馬区の合計特殊出生率は1.06で低下傾向は変わらず、コロナ禍により少子化が加速することが懸念されます。少子化の主な原因は、未婚化、晩婚化と有配偶出生率の低下であり、背景には経済的な不安定さ、出会い機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、結婚や出産、子育てに対する希望の実現を阻む様々な要因あると考えられます。また、育児休業の取得率増加やコロナ禍を経てテレワークの普及、非接触・非対面の新しい生活様式への移行が進むなど、子どもと子育てを取り巻く状況の変化が見受けられます。

## 2 計画中間見直しの方向性

コロナ禍等先行きが不透明な状況にありますが、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開し、子育てのかたちを選択できる社会の実現を目指していく姿勢に変わりはありません。

現状においては、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしていることから、令和5・6年度の年度別需給計画を見直します。

令和7年度以降については、令和6年度に策定する「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中で検討していきます。

### （第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標と方針）

#### 基本目標

安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます

#### 基本方針

🌸 妊娠・出産期～

子どもと子育て家庭の支援の充実

🌸 乳児～幼児期

子どもの教育・保育の充実

🌸 小学生～中高生年代

子どもの成長環境の充実

🌸 支援を必要とする子どもや家庭への取組

#### 方向性

- 🌸 保護者が安心して子育てを行えるように相談体制を充実します
- 🌸 教育・保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童を解消します
- 🌸 すべての小学生が安心して放課後を過ごすことのできる居場所をつくります
- 🌸 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援します
- 🌸 東京都や関係機関と連携した子育て支援体制の仕組みをつくります

(計画の期間)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し							
					第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画				
							見直し検討		

### 3 計画の策定方法

#### (1) 区民ニーズの把握

各事業の需要量見込みを算定する基礎資料とするため、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査を実施し、就労状況や教育・保育サービスの利用状況、今後の利用意向などを把握しました。

#### 調査期間

令和3年11月1日～令和3年11月15日

#### 調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童（0～6歳）の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 またはWeb回答	1,788件	59.6%
区内に居住する小学生児童の保護者	3,000件	郵送配付・郵送回収 またはWeb回答	1,909件	63.6%

#### (2) 「練馬区子ども・子育て会議」の開催

区は、地域の子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、子どもの保護者（公募区民）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

※計画の中間見直しは、「練馬区子ども・子育て会議」の意見聴取を踏まえ、策定します。

### 第3章 法定事業の年度別需給計画

#### 1 子ども・子育て支援法の法定事業

子ども・子育て支援法では、区市町村の子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る年度別の需給計画を定めるものとされています。

なお、子ども・子育て支援法で規定されている法定事業は、以下のとおりです。

##### (1) 教育・保育

教育・保育を提供する施設の種別は以下のとおりです。

教育・保育を提供する施設	
<input type="radio"/> 幼稚園	<input type="radio"/> 認定こども園（※1）
<input type="radio"/> 認可保育所	<input type="radio"/> 地域型保育事業（※2）

※1 認定こども園法等の国の基準に基づいて設置された教育と保育を一体的に行う施設

※2 以下の4種類があります。

- ・家庭的保育事業：保育士などの資格のある家庭的保育者（保育ママ）が、家庭的な雰囲気の中、自宅等で3～5人の子どもを保育します。
- ・小規模保育事業：定員19人までの子どもを保育する小規模な保育施設です。認可基準などが異なるA型・B型・C型の3種類があります。
- ・事業所内保育事業：事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行います。
- ・居宅訪問型保育事業：利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を行います。

教育・保育は以下の区分に分けて整備を行います。

認定区分	年齢区分	どのような場合に該当するか
1号認定	3～5歳	就学前の子どもで主に幼稚園を利用する場合
2号認定	3～5歳	
3号認定	0歳	就学前の子どもで保育が必要な場合
	1、2歳	

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 延長保育事業
- ② 病児・病後児保育事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ④ 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー）
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ ファミリーサポートセンター事業
- ⑧ 妊婦健康診査
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ⑩ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- ⑫ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

※年度別需給計画において、⑦ファミリーサポートセンター事業は、⑥一時預かり事業に含めています。

※⑩養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）で、支援が必要とされた世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

※⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯に対して実施するため、単独の年度別計画は設定しません。

## 2 区域の設定

国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案して、事業ごとにサービスを提供する区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとされています。

区では、児童福祉を含む多くの福祉サービスが総合福祉事務所の区域を単位として実施されているため、本計画では4つの総合福祉事務所管轄区域を基本として、各事業の実態に応じた教育・保育提供区域を設定します。総合福祉事務所管轄単位の区域設定のイメージ図および事業ごとの教育・保育提供区域については以下のとおりです。



事業名		教育・保育提供区域
教育・保育		総合福祉事務所管轄単位（4区域） ※教育（1号認定）は、区全域（1区域）とします。
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業 病児・病後児保育事業 一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー） 地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）	総合福祉事務所管轄単位（4区域）
	幼稚園預かり保育 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 子育て短期支援事業（子どもショートステイ） 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	区全域（1区域）

⑨ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が出産、入院などで自ら子どもの養育ができない場合に、施設等で短期間一時保育します。

需要量見込みは、要支援家庭（子どもの養育に不安を抱える、支援を必要とする家庭）の利用が全体の8割と高く微増傾向にあることから、当初計画値を上回ります。

供給量（定員数）は、現在の各施設等の定員数を維持していきます。

※令和3年1月から登録家庭による子どもショートステイ事業を開始

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人日	2,157	2,143	2,121	2,288 (2,106)	2,403 (2,111)
供給量（定員数）	人日	4,380	4,380	4,380	9,490 (4,380)	9,490 (4,380)
過不足（供給量－需要量）	人日	2,223	2,237	2,259	7,202 (2,274)	7,087 (2,269)

⑩ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業です。

需要量見込みは、共働き家庭増加による保育ニーズの高まりにより、増加傾向にあります。供給量（定員数）は、引き続き、ねりっこクラブを推進することにより、増加していきます。

【計画目標（区全域）】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人	6,027	6,584	7,162	7,217 (7,540)	7,517 (7,672)
低学年	人	6,027	6,584	7,162	7,217 (7,540)	7,517 (7,672)
高学年	人	790	762	773	587 (788)	595 (802)
供給量（受入枠）	人	6,106	7,038	7,466	8,767 (8,205)	9,175 (8,715)
過不足（供給量－需要量）	人	79	454	304	1,550 (665)	1,658 (1,043)

【計画目標（区域別）】

練馬		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人		1,349	1,487	1,628	1,623 (1,704)	1,666 (1,736)
低学年	人		1,349	1,487	1,628	1,623 (1,704)	1,666 (1,736)
高学年	人		196	188	197	96 (205)	100 (210)
供給量（受入枠）	人		1,331	1,571	1,686	2,050 (1,776)	2,120 (1,956)
過不足（供給量－需要量）	人		△18	84	58	427 (72)	454 (220)
光が丘		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人		1,750	1,918	2,131	2,013 (2,203)	2,121 (2,248)
低学年	人		1,750	1,918	2,131	2,013 (2,203)	2,121 (2,248)
高学年	人		196	192	188	176 (201)	178 (206)
供給量（受入枠）	人		1,891	2,043	2,171	2,532 (2,311)	2,602 (2,401)
過不足（供給量－需要量）	人		141	125	40	519 (108)	481 (153)
石神井		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人		1,844	2,000	2,149	2,235 (2,335)	2,373 (2,396)
低学年	人		1,844	2,000	2,149	2,235 (2,335)	2,373 (2,396)
高学年	人		196	191	198	239 (190)	241 (196)
供給量（受入枠）	人		1,783	2,113	2,193	2,570 (2,533)	2,718 (2,683)
過不足（供給量－需要量）	人		△61	113	44	335 (198)	345 (287)
大泉		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量見込み	人		1,084	1,179	1,254	1,346 (1,298)	1,357 (1,292)
低学年	人		1,084	1,179	1,254	1,346 (1,298)	1,357 (1,292)
高学年	人		202	191	190	76 (192)	76 (190)
供給量（受入枠）	人		1,101	1,311	1,416	1,615 (1,585)	1,735 (1,675)
過不足（供給量－需要量）	人		17	132	162	269 (287)	378 (383)